

平成27年度 豊田市防災会議 会議録

日時 平成28年1月15日（金） 13時30分～15時00分

場所 南51会議室

出席者 会長、委員35名

（38名中35名の出席により、過半数を超えており本会は有効に成立）

□ あいさつ

豊田市長 太田 稔彦

□ 議 事

1 豊田市地域防災計画の改訂について （説明：事務局）

（1）主な修正事項

ア 被害想定の見直しに係る修正

本市では、国や県の「南海トラフ巨大地震」に係る被害想定を参考に、地域特性を考慮した地震被害予測を独自に実施し平成27年8月に公表した。それに伴い、被害想定及びその他関連事項を追加する。

イ 水害対策の見直しに係る修正

平成27年9月の関東・東北豪雨による大規模水害の発生等を踏まえ市における水害対策の見直し（避難勧告等の明確な判断基準の検討・作成、垂直避難、風水害時の災害対策本部移転先の変更等）を実施したことに伴い、必要な修正を実施する。

ウ 指定避難場所の見直しに係る修正

平成26年4月に施行された災害対策基本法に基づき、安全性を確保すべき「指定緊急避難場所」を指定するため指定避難場所の見直しを実施したことに伴い、必要な修正を行う。

エ 「避難行動」に係る章の新設

平成26年8月の土砂災害の発生や「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）の改正（H26.9）等を踏まえ、命を守るための避難行動に係る対策を整理・充実し、災害予防の編に「避難行動の促進対策」、災害応急対策の編に「避難行動」の章を新設する。

オ 土砂災害防止法の一部改正等に伴う修正

平成26年11月に、土砂災害防止法が一部改正され、市地域防災計画において土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることとされたこと等に伴い、必要な修正を行う。

カ 国土強靱化基本計画の策定等に伴う修正

平成26年6月に国土強靱化基本計画が策定され、豊田市における地

域強靱化に関する計画の策定の必要性が検討されていることに伴い、必要な修正を行う。

キ 応急仮設住宅の設置に係る方針の整理に伴う修正

災害救助法適用時の応急仮設住宅の設置は県の所管事務となるため、応急仮設住宅の設置に関する内容の修正を行う。

また、内閣府・国土交通省通知「大規模災害発生時における被災者の住まいの確保に向けた取組の充実について」に基づき、応急仮設住宅の設置について、賃貸住宅の借り上げによる方法を積極的に活用すること等を基本方針に記載するなど、必要な修正を行う。

ク 水防法の改正に伴う修正

平成26年度、27年度における水防法の改正により浸水想定区域内の地下街、要配慮者施設、大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進等が規定されたことに伴い、必要な修正を行う。

ケ 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正事項

災害対策基本法の改正に伴う事項等について、愛知県地域防災計画の修正にあわせて修正し、県計画との整合を図る。

【質疑・意見等】

質疑意見なし

【採決】

異議なし 原案通り承認

2 豊田市の指定避難場所の見直しについて

(説明：事務局)

(1) 見直しの背景

平成25年6月に災害対策基本法が改正、平成26年4月1日施行により、現在市内114箇所ある指定避難場所を災害の種類ごとに、指定緊急避難場所及び指定避難所に改めて指定することになった。

(2) 見直し案

現 在		平成28年4月から	備考
指定避難場所 114箇所 (風水害時使用不可：5箇所)		指 定 避 難 所 115箇所	浄水北小学校 を新規指定
		指定緊急避難場所 地震109箇所 風水害106箇所	
地区活動拠点 26箇所		27箇所	浄水交流館の 新設

(3) 指定避難所の停電対策

東日本大震災の経験等を踏まえ、当面の間、中学校区に1箇所の指定避難所において、携帯型非常用発電機やプリウスP H V等の外部給電設備から屋内運動場の照明等に電源が供給できるよう停電対策改修工事を実施し、災害時における安定した避難所運営を確保する。

(4) 今後のスケジュール

- ① 今後は3月に広報とよたで市民への周知を図り、4月1日から運用を開始する。
- ② なお、市民への周知に際しては、分かりやすくするために「緊急避難場所」「避難所」と表示していく。

【質疑・意見等】

質疑意見なし

【採決】

異議なし 原案通り承認

3 豊田市水防計画の改訂について (説明：事務局)

(1) 主な修正事項

ア 浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者の責任について追記。

イ 重要水防箇所の改正

改修工事の進捗に合わせて重要水防箇所から削除された区間、現地調査等により新たに重要水防箇所として追加された区間等を修正し、県計画との整合を図る。

ウ 洪水予報に関する基準地点の改正

矢作川の避難判断水位及びはん濫危険水位について変更

エ 洪水予報の種類と基準の改正

洪水予報の情報の発令基準について変更

【質疑・意見等】

質疑意見なし

【採決】

異議なし 原案通り承認

4 豊田市災害対策推進計画について (説明：事務局)

(1) 計画の目的

災害対策基本法に基づき毎年改定している豊田市地域防災計画の実効性を高めるとともに、自助、共助、公助の理念に基づき、市の災害対策の更なる充実を図ることを目的として、本市として独自の自然災害全般を

対象とした災害対策推進計画を策定する。

(2) 計画の基本的な考え方

施策体系の構成にあたっては、5つの対策の柱を設定し、それを具体的内容で細分した33の推進項目を設定して、91の取組項目を体系化する。

(3) 計画の目標

減災目標として、人的被害については死者数0を目指し、建物被害については全壊・焼失棟数の半減を目指す。

(4) 重点的に取り組む事項

地震、河川氾濫、土砂災害、大雪対策の課題と対応方針を踏まえ、38の重点的に取り組む事項を設定する。

(5) 計画の検討・見直し

年度ごとに実施状況を把握し、見直しを図る。また、対策の充実強化や最新防災の動向、社会状況の変化を踏まえて、見直しを図る。

(6) 今後のスケジュール

4月頃にパブリックコメントを実施し、7月頃の公表を目指していく。

【質疑・意見等】

質疑意見なし

【採決】

異議なし 原案通り承認

5 平成27年度の非常配備等について (説明：事務局)

(1) 平成27年度の非常配備について

今年度は準備体制が延べ30回、うち第1非常配備体制まで至ったのが3回、第2非常配備体制まで至ったことはなかった。地震について、配備対象となる震度4以上の地震は発生しなかった。

(2) 台風18号における非常配備の概要について

非常配備体制、雨量、市内河川の最高水位、避難状況、被害状況等について説明。

【質疑・意見等】

質疑意見なし

6 平成27年度実施防災訓練等について

(説明：事務局)

(1) 豊田市市民防災総合演習について

ア 市民防災総合演習の概要について

市民防災総合演習は、平成7年の阪神淡路大震災の教訓を活かし、地域住民が防災理論を習得することを目指し、平成9年度から実施している。実施にあたり、住民が実行委員会をつくり企画・運営を行うことに意義があると考えている。

イ 平成27年度実施の防災総合演習について

旭地区の秋の地域行事である「あさひまつり2015」の内、スポーツフェスタを「防災スポーツフェスタ」として開催し、防災訓練要素を取り入れた競技種目を実施した。

また、大がかりな訓練では、予算・人力的に地域の負担が多く、単年で終了するケースが多いため、既存のあさひまつり実行委員会に市民防災総合演習の実行委員会が参入することで負担を軽減し、来年度以降も継続可能な演習を企画した。

ウ とよた防災フェスタについて

平成27年5月に開催した「とよた交通安全・防災フェスタ」について報告。

【質疑・意見等】

質疑意見なし

7 その他

事務連絡等

以上で全議事が終了